

告示

平成20年3月10日国土交通省告示第285号

建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成20年3月10日 国土交通省告示第285号
 改正 平成20年3月31日 国土交通省告示第417号
 改正 平成24年12月12日 国土交通省告示第1448号
 改正 平成27年1月29日 国土交通省告示第187号
 改正 平成28年4月25日 国土交通省告示第706号
 改正 平成28年12月16日 国土交通省告示第1419号

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第6条第1項から第3項まで並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、第6条第3項に規定する建築設備等(昇降機を除く。)について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する検査及び同条第4項に規定する点検(以下「定期点検等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 施行規則第6条第1項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。

第2 定期検査等及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 換気設備 別表第一
- 二 排煙設備 別表第二
- 三 非常用の照明装置 別表第三
- 四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第3 換気設備等の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附 則(平成20年3月10日国土交通省告示第285号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日国土交通省告示第417号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月12日国土交通省告示第1448号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月29日 国土交通省告示第187号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月25日 国土交通省告示第706号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年12月16日 国土交通省告示第1419号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第一

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
一 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一) 機械換気設備	外気取り入れ口及び排気取り入れ口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の6第2項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)	各室の給気口及び排気口の設置位置	気流検知器等を用いて目視により確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
	(四)	給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。

(六)		風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の6第2項第五号の規定に適合しないこと。	
(七)		給気機及び排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(八)		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	
(九)	機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)の性能	各系統の換気量	外気を取り入れる風道の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する(風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認する。) $V=3600 \nu A$ <p>この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 風道断面積(単位 平方メートル)</p> ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第20条の2第一号口の規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000以上あること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650以上あること。	
(十)		各室の換気量	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu AC$ <p>この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 排気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) V 次の式により計算した換気量に対する外気の混合比(還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値) $C=(V_2) \div (V_1)$ <p>この式においてV₁及びV₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V₁ 空調設備の送風空気量(単位 1時間につき立方メートル) V₂ 空調設備への取り入れ外気量(単位 1時間につき立方メートル)</p> ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	令第20条の2第一号口の規定に適合しないこと。	
(十一)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
(十二)		空調設備の主要機器及び配管の外観	空調設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十三)			空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空調設備又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
(十四)			空調設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
(十五)			空ろる過器の点検口	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
(十六)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の7第二号の規定に適合しないこと。
(十七)			中央管理方式の空調設備	各室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。
(十八)		各室の相対湿度		居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認	令第129条の2の6第3項の表(五)項の規定に適合しないこと。

				認することで足りる。	
	(十九)		各室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(一)項の規定に適合しないこと。
	(二十)		各室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(二)項の規定に適合しないこと。
	(二十一)		各室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(三)項の規定に適合しないこと。
	(二十二)		各室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(六)項の規定に適合しないこと。
	(二十三)		各室の吹き出し空気の分配の状況	気流検知器等を用いて目視により確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
二 換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。
	(二)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。
	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第三号又は第2項の規定に適合しないこと。
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第四号の規定に適合しないこと。
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(十二)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \nu A$ この式において、V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。

				<p>V 排気量(単位 1時間につき立方メートル) W 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	
三 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第112条第16項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。
	(八)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。

別表第二

		(イ)検査項目		(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
一 令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	(二)			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	(三)			煙排口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。
	(四)			煙排口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
	(五)			屋外に設置された煙排口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(六)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。	
	(七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動があること。	
	(八)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	

(九)			排煙機の排煙風量	<p>煙排口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q=60AV_m$ <p>この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。</p>	<p>令第123条第3項第2号若しくは第129条の13の3第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)又は第126条の3第1項第九号(令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び第126条の3第1項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。</p>
(十)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(十一)	その他	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の位置	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1436号第二号又は令第126条の3第1項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十四)			手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(十五)			手動開放装置操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十六)	機械排煙設備の排煙口の性能		手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(十八)			排煙口の排煙風量	<p>排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q=60AV_m$ <p>この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位</p>	<p>令第126条の3第1項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

			<p>平方メートル) V_m 平均風速(単位 1 秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	
(十九)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(二十)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。
(二十一)	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(二十二)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(二十三)		排煙風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十四)		防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第七号で準用する令第115条第1項第三号イ(2)の規定に適合しないこと(ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)
(二十六)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。
(二十七)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(二十八)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(二十九)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に1辺の長さが45センチメートル以上の保守点検が行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていること。
(三十)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。

(三十一)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(三十二)		運動型防火ダンパーの熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和48年建設省告示第2563号第2第二号口(2)の規定に適合しないこと。
(三十三)		運動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況	加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。
(三十四)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1437号第一号口又はハ及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十五)		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
(三十六)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(三十七)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(三十八)		手動開放装置操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十九)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量 排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V _m 平均風速(単位 1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。

(四十)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(四十一)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。
(四十二)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(四十三)		給気風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十四)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(四十五)		防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十六)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。
(四十七)	給気風道との接続の状況		目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(四十八)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十九)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常振動があること。
(五十)		電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(五十一)		給気送風機の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。

				平方メートル) V _m 平均風速(単位 1 秒につきメートル)		ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。
	(五十二)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
	(五十三)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	
	(五十四)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	
	(五十五)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	
二 令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	
三 令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。	
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	
	(四)		可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。	
	(五)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	
	(六)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
四 予備電源	(一)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	
	(二)		発電機の発電容量	設計図書等により確認するとともに、防災設備の容量を確認する。	防災設備の出力容量に比して予備電源の発電容量が小さく、30分以上運転できないこと。	
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	
	(五)		空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診に	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガ	

			より確認する。	パスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(六)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	電解液を目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。
(八)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(九)		屋内設置の場合の給排気の状況	目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(十)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
(十一)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること。
(十二)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切り替えができないこと。
(十三)		始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。
(十四)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。
(十五)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(十六)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常音又は異常振動があること。
(十七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(十八)		エンジン直結の排煙機	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。
(十九)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(二十)	セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		電解液を目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
(二十一)	給気管及び排気管の取付けの状況		目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
(二十二)	Vベルト		目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
(二十)			接地線の接続の状況	目視により確認する。

	三)				
	(二十四)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
	(二十五)	直結エンジンの性能	始動及び停止の状況	目視により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと。
	(二十六)		運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。
	(二十七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

別表第三

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第一号の規定に適合しないこと。
			照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第二号の規定に適合しないこと。
	(二)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第三号の規定に適合しないこと。
	(三)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。
	(四)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(五)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第112条第15項又は第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(三)		接続部(ただし幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(四)	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。	
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。
	(六)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		換気の状況	温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。
	(三)		蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。

六 家用発電装置	家用発電装置	(四)	蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
		(五)	電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。	
		(六)	電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。	
		(七)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
		(八)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		(一)	家用発電装置の外観	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
		(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。
		(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	
	(五)	空気槽の圧力		圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。	
	(六)	セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		電解液を目視により確認し及び蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。	
	(七)	燃料及び冷却水の漏洩の状況		目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	
	(八)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	
	(九)	家用発電装置の取付けの状況		目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(十)	給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)		温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	
	(十一)	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。		
	(十二)	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。		
(十三)	家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	非常電源への切り替えができないこと。		
(十四)		始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。		
(十五)		音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常音、異常振動等があること。		
(十六)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。		
(十七)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常音、異常な振動等があること。		

別表第四

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第二号の規定に適合しないこと。
	(四)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規定に適合しないこと。
	(五)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第1項第五号又は第2項第四号の規定に適合しないこと。
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。
	(七)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は第四号の規定に適合しないこと。

	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	
	(九)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号口の規定に適合しないこと。	
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの規定に適合しないこと。	
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規定に適合しないこと。	
二 飲料水の配管設備	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イ又は口の規定に適合しないこと。	
	(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第五号の規定に適合しないこと。	
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の5第1項第四号の規定に適合しないこと。	
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常音、異常振動等があること又は定格水圧がないこと。	
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。	
	(七)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。	
	(八)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。	
	(九)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	
	(十)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	
三 排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号口の規定に適合しないこと。	
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの規定に適合しないこと。	
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	
	(四)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号の規定に適合しないこと。	
	(五)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色し、目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第一号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適合しないこと。	
	(六)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ニの規定に適合しないこと。	
	(七)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号口の規定に適合しないこと。	
	(八)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(九)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	
	(十)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(十一)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ、ロ、ニ又はホの規定に適合しないこと。
	(十二)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	(十三)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第3項第三号の規定に適合しないこと。
	(十四)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの規定に適合しないこと。

(十五)		排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
(十六)		掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの規定に適合しないこと。
(十七)		雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの規定に適合しないこと。
(十八)		通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと。
(十九)		通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第五号ハの規定に適合しないこと。
(二十)		間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。

別記第一から別記第四 (略)

別表一から別表四 (略)

別添様式 (略)